

2026 年 4 月 1 日

吸収分割に係る事後開示事項

(吸収分割会社)

東京都渋谷区道玄坂一丁目 2 番 3 号
GMO フィナンシャルホールディングス株式会社
代表執行役会長兼社長 高島 秀行

(吸収分割承継会社)

東京都渋谷区道玄坂一丁目 2 番 3 号
GMO コイン株式会社
代表取締役社長 石村 富隆

GMO フィナンシャルホールディングス株式会社（以下「GMO-FH」といいます。）及び GMO コイン株式会社（以下「GMO コイン」といいます。）は、GMO-FH 及び GMO コインの間で締結した 2026 年 2 月 4 日付の吸収分割契約に基づき、GMO-FH を吸収分割会社、GMO コインを吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）により、2026 年 4 月 1 日を効力発生日として、GMO-FH のシステム（GMO コインの提供する暗号資産及び外国為替に関わる取引等並びにこれらに付随する業務を行うためのものに限り、オンプレミス環境で構築されたものを除きます。）の開発・運用・保守等事業に関して GMO-FH が有する権利義務を GMO コインに承継させました。つきましては、会社法第 791 条第 1 項第 1 号・第 2 項、第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 189 条の規定に従い、下記のとおり、GMO-FH 及び GMO コインの事後開示事項を備え置きます。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日

2026 年 4 月 1 日

2. 吸収分割会社における事項

(1) 会社法 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本件吸収分割は会社法第 784 条第 2 項規定する簡易分割に該当するため、会社法第 784 条の 2 ただし書の規定により、該当事項はございません。

(2) 会社法 785 条の規定による手続の経過

本件吸収分割は会社法第 784 条第 2 項規定する簡易分割に該当するため、会社法第 785 条第 1 項括弧書の規定により、該当事項はございません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

GMO-FH は、新株予約権を発行しておりませんので、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

GMO-FH は、会社法第 789 条第 2 項・第 3 項の規定に従い、2026 年 2 月 5 日付の官報及び同日付の電子公告において、本件吸収分割に対する債権者異議申述公告を行いました。申述期限までに本件吸収分割について異議を述べた債権者はございませんでした。

3. 吸収分割承継会社における事項

(1) 会社法 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

GM0 コインの株主はその特別支配会社である GM0-FH のみであるため、GM0 コインに対して、本件吸収分割をやめることを請求することができる GM0 コインの株主はおりません。したがって、会社法 796 条の 2 の規定による請求に係る手続はございませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

本件吸収分割は会社法第 796 条第 1 項本文に規定する略式分割に該当し、かつ、GM0 コインの株主はその特別支配会社である GM0-FH のみであるため、会社法第 797 条第 3 項本文括弧書の規定により、同条の規定による株主への通知は不要になります。したがって、会社法 797 条の規定による手続は行っておりません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

GM0 コインは、会社法第 799 条第 2 項・第 3 項の規定に従い、2026 年 2 月 5 日付の官報及び同日付の電子公告において、本件吸収分割に対する債権者異議申述公告を行いました。申述期限までに本件吸収分割について異議を述べた債権者はございませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

GM0 コインは、本件吸収分割の効力発生日である 2026 年 4 月 1 日をもって、GM0-FH 及び GM0 コインの間で 2026 年 2 月 4 日に締結した吸収分割契約書で定められた事業に関する権利義務を GM0-FH から承継いたしました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2026 年 4 月 1 日（予定）

6. その他、吸収分割に関する重要な事項

(1) GM0-FH は、会社法第 784 条第 1 項に定める簡易分割の規定により、株主総会の承認を得ずに本件吸収分割を行いました。

(2) GM0 コインは、会社法第 796 条第 1 項本文に定める略式分割の規定により、株主総会の承認を得ずに本件吸収分割を行いました。

以上